第２回寒河江市中学校部活動改革検討委員会

日　時　令和６年７月31日(水)
午後３時00分～午後４時30分
場　所　寒河江市立図書館　２階　会議室

次　　第

１　開会

２　教育長あいさつ

３　報告・協議
（１）スポーツ庁による地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）並びに文化部活動改革（地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業）について
（２）寒河江市地域クラブ指導者等研修会について
（３）寒河江市地域クラブの認定に関する要綱について
（４）R7に向けた部活動改革を推進する上での各競技団体との繋がりについて
（５）その他

４　その他

５　閉　　会

【配布資料】
資料１　令和６年度実証事業について
資料２-１　第１回寒河江市地域クラブ指導者等研修会
資料２-２　第１回寒河江市地域クラブ指導者等研修会　事後アンケート集計結果
資料３　地域クラブの認定について
資料４　中学校部活動と地域クラブ

第２回寒河江市中学校部活動改革検討委員会　名簿

1.組織

（１）検討委員会

	団体名または役職	氏名	出欠
１	寒河江市教育委員会　教育長		
２	（一社）寒河江市スポーツ協会　副会長		
３	寒河江市スポーツ少年団　本部長		
４	寒河江市スポーツ推進委員会　会長		
５	寒河江市総合スポーツクラブ アスポートさがえ　会長		
６	寒河江市芸術文化協議会　副会長		
７	寒河江市 PTA 連合会　副会長		
８	寒河江市 PTA 連合会　母親委員長		
９	寒河江市立陵東中学校長		
１０	寒河江市立陵南中学校長		
１１	寒河江市立陵西中学校長		

（２）事務局

	役職	氏名
１	寒河江市教育委員会学校教育課長	今野　育男
２	寒河江市教育委員会学校教育課指導推進室長	石山　勝巳
３	寒河江市教育委員会生涯学習課長補佐	渋谷　孝行
４	寒河江市教育委員会スポーツ振興課長補佐	兼子　亘
５	寒河江市教育委員会学校教育課指導推進室長補佐	古澤　純子
６	寒河江市教育委員会学校教育課学校再編整備室長補佐	千葉　大志
７	寒河江市教育委員会　部活動総括コーディネーター	山口　義博

資料1

令和 6 年度「地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）」並びに「文化部活動改革（地域文化クラブ活動への移行に向けた実証事業）」の取り組みについて

寒河江市の実証事業の今後について

スポーツ実証事業と文化実証事業（以下「実証事業」という。）で行うこと。

①休日の地域クラブの運営の試行。

②部活動総括コーディネーターの配置。

③地域クラブの指導者や保護者を対象とした指導者等研修会の開催。

① 休日の地域クラブの運営の試行について（事業委託先）

	種目	団体名
1	軟式野球	
2	卓球	
3	剣道	
4	ソフトテニス	
5	バスケットボール	
6	陸上	
7	ソフトボール	
8	空手	
9	複合種目	
10	クライミング	
11	男子バスケ	
12	女子バレー	
13	吹奏楽	

② 部活動総括コーディネーターの配置について

- 前陵南中学校校長。
- 在籍は学校教育課内。
- 年間 320 時間の勤務。主な曜日は未定。週休日や夜の会議にも出席を依頼。
- 地域クラブと学校と市教育委員会をつなぐ。部活動とのつながりが見えていない種目の地域クラブ立ち上げについて、関係者からの聞き取り。新しい指導者の発掘　など

③ 地域クラブの指導者や保護者を対象とした指導者等研修会

- ２回（7 月、11 月）開催予定。午前中。３時間程度。
- １回目は、21 名参加。
- 河北町教育委員会と大江町教育委員会が事務局として参加。
- 次年度以降の実施についても検討する。

資料2－1

令和６年度　第１回寒河江市地域クラブ指導者等研修会

この研修会は、地域スポーツクラブ活動体制整備事業（地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業）によるものです。

趣　旨：寒河江市の地域クラブの指導者または、地域クラブでの指導を希望するものの資質の維持向上、参加者間の情報交換の機会等を提供し、地域クラブの指導者としての実践力を高めることに寄与することを目的とする。

主　催：寒河江市教育委員会

参加者：地域クラブ指導者、地域クラブでの指導を希望するもの（指導者候補）、地域クラブ会員の保護者　等

日　時：令和６年７月13日(土)　9:15～12:30

会　場：寒河江市中央公民館　２階ホール
〒991-0003　寒河江市西根石川西 333　TEL0237-86-5111

日　程：

時　　間	内　　容
9:00～9:15	受付
9:15～9:30	開会行事 挨拶　　寒河江市教育委員会教育長　佐藤志津男 事務連絡
9:30～10:00	講義１　部活動改革について 講師：山形県教育局学校体育保健課　担当者 →　寒河江市教育委員会学校教育課　千葉大志
10:05～10:10	休憩
10:10～11:10	講義２　スポーツ・文化芸術活動の指導にあたって 講師：前寒河江市立陵南中学校校長　山口義博　氏
11:10～11:15	休憩
11:15～12:15	講義３　緊急時の対応について 講師：西村山広域行政事務組合消防本部・消防署 第二課係長　松田　和法　氏
12:15～12:30	閉会行事 受講証明書の発行 事務連絡

参加者名簿

No	氏名	地域クラブ名	地域クラブでの立場
1		サンダースベースボールクラブ	指導者
2		サンダースベースボールクラブ	サポート指導者（指導者候補）
3		寒河江ベースボールクラブ	サポート指導者（指導者候補）
4		寒河江市剣道連盟	指導者
5		ソフトテニスクラブ（仮称）	指導者
6		ソフトテニスクラブ（仮称）	指導者
7		ソフトテニスクラブ（仮称）	指導者
8		寒河江　Jr バスケットボールクラブ	コーディネーター
9		寒河江　Jr バスケットボールクラブ	指導者
10		寒河江　Jr バスケットボールクラブ	指導者
11		寒河江　Jr バスケットボールクラブ	指導者
12		ノバリアクライミングクラブ	サポート指導者（指導者候補）
13		ノバリアクライミングクラブ	指導者
14		さがえしばはし JVC	サポート指導者（指導者候補）
15		さがえしばはし JVC	指導者
16		Bon クラーズ	指導者
17		寒河江 SBC	指導者
18		寒河江 SBC	指導者
19		崇武館寒河江支部	指導者
20		崇武館寒河江支部	指導者
21		河北スポーツクラブ	指導者

事務局名簿

No	氏名	所属	役職
1	佐藤　志津男	寒河江市教育委員会	教育長
2	石山　勝巳	寒河江市教育委員会学校教育課	指導推進室長（兼）指導主事
3	千葉　大志	寒河江市教育委員会学校教育課	学校再編整備室長補佐（兼）指導主事
4	髙橋　則一	河北町教育委員会生涯学習課	課長補佐（兼）スポーツ振興係長
5	齋藤　恒治	大江町教育委員会教育文化課	学校教育主幹（兼）指導主事

資料2－2

第１回　寒河江市地域クラブ指導者等研修会　事後アンケート集計結果

１．講義の内容はいかがでしたか。

	回答数	割合
１．とてもよかった	6	32%
２．よかった	13	68%
３．あまりよくなかった		
４．よくなかった		

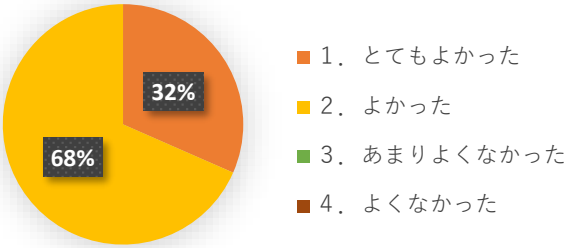

２．講義の長さ（約3時間）はいかがでしたか。

	回答数	割合
１．ちょうどよかった	9	47%
２．長かった	10	53%
３．短かった		
４．その他		

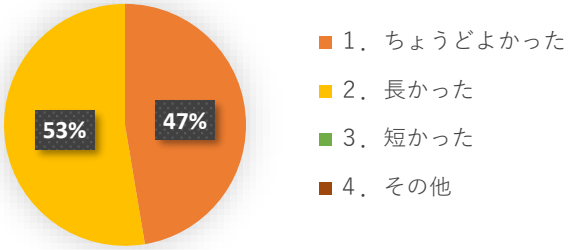

３．講義の時期はいつ頃がいいですか。

	回答数	割合
１．７月	6	32%
２．８月	1	5%
３．９月	0	
４．10月	1	5%
５．11月	3	16%
６．12月	1	5%
７．1月	0	
８．2月	3	16%
９．その他	4	21%

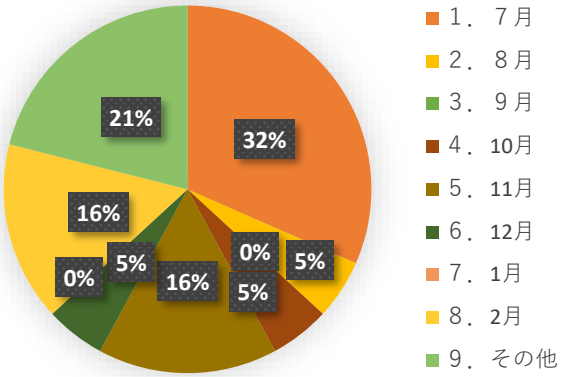

４．研修会に参加しやすい曜日や時間帯を教えてください。（３時間程度）

	回答数	割合
１．土曜日午前	13	62%
２．土曜日午後	0	
３．日曜日午前	3	14%
４．日曜日午後	1	5%
５．その他	4	19%

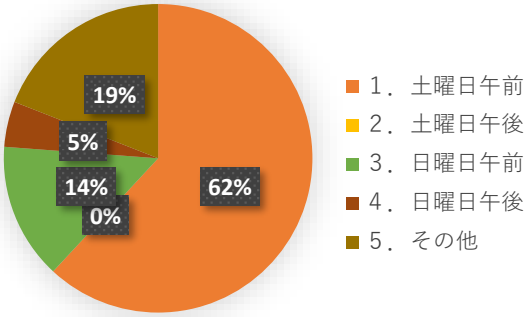

その他．平日の日中、夕方以降

５．ご要望等ございましたらご記入ください。（自由記述）

・重複した内容があるので、時間短縮できると思う
・今後もよろしくお願いします。
・ワークショップ形式を取り入れて開催の方がよかった。
・学校の部活の先生、保護者会長がなぜこういう場にいないのか。我々だけに押し付けていないか。何を考えているか疑問です。
・指導例についてもう少しお聞きしたかった。※普段いじめなどに接することがなく。

資料3

地域クラブの認定について

◇学校部活動と地域クラブの位置づけについて

① 学校部活動と地域クラブの活動は、同じ活動ではない。種目が同じでも、目的・方向性・指導者・参加者等が変わる。
- 「生徒の主体性を育む活動を支援する。」ために、部活動種目以外の地域クラブの活動を学校でも紹介していく。
- 地域クラブは、任意団体であり、生徒の参加も任意である。

② 学校では部活動が過熱化した時期がある。その反省を踏まえ、生徒の身体的負担・精神負担を考慮し、過度の練習をしないよう休養日を明記した「学校部活動の在り方に関するガイドライン」がある。市内の中学校はそれを遵守している。

③ 現在の休日は、学校部活動と地域クラブの活動が併存することになる。地域クラブには、「学校部活動の在り方に関するガイドライン」や「寒河江市における部活動改革のガイドライン」を踏まえて活動していただきたいが、市教育委員会としては、地域クラブへお願いすることしかできない。

④ 部活動の活動日と地域クラブの活動日が重なったり、過度にならないようにバランスを取りながら活動するのは、生徒自身の判断であり、生徒の健康管理等すべき保護者の責務となる。

⑤ 市で地域クラブを認定することを検討する必要がある。

■課題

① ガイドラインを守らずに活動している、活動しようとする地域クラブがある。

② 地域クラブの登録制のメリットが明確ではない。
- 認定を受けなくても、スポ少や社教団体なら減免を受けることができる。
- 指定管理者の市スポーツ協会は、施設使用料を収入として見込んでいるため、市民体育館の減免は難しい。部活動以外は減免していない。

③ 指導者の質の保障。日本スポーツ協会の公認資格の所持や取得の奨励をするが、県や市の指導者研修会に参加することに強制性はない。

④ 生徒のニーズに十分に応えることができるだけの競技の種類や地域クラブ数を増やすことができるか。また、地域クラブを運営するだけの会員数を見込むことができるか。

■地域クラブについて（認定を必要とする場合、要綱に入れる項目）
- 生徒のスポーツ・芸術文化活動を保障するためのクラブであること。
- 寒河江市内に本拠があり、活動を継続的、計画的に行う団体であること。

- 会則または規約があること
- ~~対象の種目は中体連または中文連加盟団体であること。~~
- 地域クラブの構成員は、原則として５人以上であり、その半数以上が、市内中学校在学中の生徒であること。（文科系クラブを想定）
- ~~地域クラブの代表者が市民であり、事務局が市内にあること。~~
- 事故防止、体罰やハラスメント行為の防止に努めていること。
- 保険に加入していること
- 地域クラブの指導者は、日本スポーツ協会の競技別指導者資格等を所持、または、教員免許を所持したことがある、及びスポーツや芸術文化等における指導経験を有することが望ましい。或いは市で開催する指導者研修会を受講予定で受講することを条件とする。
  ※地域クラブの認定申請の際には、構成員名簿の提出を求める。予算書・計画書等の提出は求めない。
- ガイドラインを踏まえて活動すること。
- 地域クラブの構成員の募集範囲は、同一中学校区に留まらないこと。